

市区町村別集計項目(推進体制等)

佐賀県	
市区町村数	20

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法
					9	13	3					20			
41	201	佐賀市	男女共同参画課	1	1	1	1	佐賀市男女共同参画を推進する条例	2007年12月21日	2008年4月1日		第4次佐賀市男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
41	202	唐津市	男女共同参画課	1	1	1	1				0	唐津市男女共同参画基本計画(第4次)	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
41	203	鳥栖市	市民協働推進課	1	2	1	1				0	第3次鳥栖市男女共同参画行動計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1
41	204	多久市	総合政策課	1	2	1	1				0	多久市男女共同参画計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
41	205	伊万里市	企画政策課	1	1	1	1	伊万里市男女協働参画を推進する条例	2016年3月25日	2016年4月1日		第5次伊万里市男女協働参画基本計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
41	206	武雄市	男女参画課	1	1	1	1				0	第4次武雄市男女共同参画推進計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
41	207	鹿島市	人権・同和对策課	1	2	0	0				0	第3次鹿島市男女共同参画基本計画・第2次鹿島市DV対策基本計画	2021年5月 ~ 2025年4月	1	1
41	208	小城市	総務部企画政策課	1	2	1	1				0	第3次小城市男女共同参画プラン(さくらプラン)	2022年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
41	209	嬉野市	企画政策課	1	2	1	1	嬉野市男女共同参画を推進する条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第4次嬉野市男女共同参画行動計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1
41	210	神崎市	総務課	1	2	0	1				0	第3次神崎市男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
41	327	吉野ヶ里町	財政協働課、こども・保健課	1	2	1	1				0	第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画	2021年3月 ~ 2026年3月	1	1
41	341	基山町	基山町まちづくり課	1	2	0	0				0	第2次基山町男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1
41	345	上峰町	総務課	1	2	0	1				0	上峰町男女共同参画計画及びDV被害者支援基本計画	2022年4月1日 ~ 2032年3月31日	0	1
41	346	みやき町	情報未来課	1	2	0	0				0	第3次みやき町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1
41	387	玄海町	企画商工課	1	2	0	0				0	玄海町第3次男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1
41	401	有田町	まちづくり課	1	2	0	1				0	第3次有田町男女共同参画基本計画・DV被害者支援基本計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1
41	423	大町町	企画政策課	1	2	0	0				0	第2次大町町男女共同参画計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1
41	424	江北町	総務政策課	1	2	0	0				0	第3次江北町男女共同参画行動計画	2021年4月 ~ 2025年3月	0	1
41	425	白石町	総合戦略課	1	2	0	1				0	第3次白石町男女共同参画推進プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1
41	441	太良町	総務課	1	2	0	0				0	第2次太良町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1

<選択肢回答>

- | | | | | |
|--|-----------------------------|---|--|------------------------------------|
| 所属
1 首長部局
2 教育委員会 | 庁内連絡会議
1 有
0 無 | 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
2 2023年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
0 検討していない | 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定 | 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無 |
| 事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない | 諮問機関
1 有
0 無 | | | |

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営					
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			0									0	0	0	0	0	0	0	0
41	201	佐賀市																	
41	202	唐津市																	
41	203	鳥栖市																	
41	204	多久市																	
41	205	伊万里市																	
41	206	武雄市																	
41	207	鹿島市																	
41	208	小城市																	
41	209	嬉野市																	
41	210	神埼市																	
41	327	吉野ヶ里町																	
41	341	基山町																	
41	345	上峰町																	
41	346	みやき町																	
41	387	玄海町																	
41	401	有田町																	
41	423	大町町																	
41	424	江北町																	
41	425	白石町																	
41	441	太良町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
41	201	佐賀市			0	0	0										
41	202	唐津市			0	0	0										
41	203	鳥栖市			0	0	0										
41	204	多久市			0	0	0										
41	205	伊万里市			0	0	0										
41	206	武雄市			0	0	0										
41	207	鹿島市			0	0	0										
41	208	小城市			0	0	0										
41	209	嬉野市			0	0	0										
41	210	神埼市			0	0	0										
41	327	吉野ヶ里町			0	0	0										
41	341	基山町			0	0	0										
41	345	上峰町			0	0	0										
41	346	みやき町			0	0	0										
41	387	玄海町			0	0	0										
41	401	有田町			0	0	0										
41	423	大町町			0	0	0										
41	424	江北町			0	0	0										
41	425	白石町			0	0	0										
41	441	太良町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2		宣言の形態	市区長数	うち		副市区長数	うち		副町村长数	うち		副町村长数	自治会長数	うち			
			宣言年月日	宣言名称			女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村长数	女性比率(%)			女性副町村长数	女性比率(%)	女性自治会長数	女性比率(%)
			1			10	0	0.0	12	0	0.0	10	0	0.0	10	2	20.0	2,307	55	2.4
41	201	佐賀市				1	0	0.0	2	0	0.0							661	34	5.1
41	202	唐津市				1	0	0.0	2	0	0.0							363	4	1.1
41	203	鳥栖市				1	0	0.0	1	0	0.0							75	4	5.3
41	204	多久市				1	0	0.0	1	0	0.0							104	2	1.9
41	205	伊万里市	2001年1月13日	伊万里市・男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							177	3	1.7
41	206	武雄市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
41	207	鹿島市				1	0	0.0	1	0	0.0							84	1	1.2
41	208	小城市				1	0	0.0	1	0	0.0							181	3	1.7
41	209	嬉野市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
41	210	神埼市				1	0	0.0	1	0	0.0							121	2	1.7
41	327	吉野ヶ里町										1	0	0.0	1	1	100.0	39	0	0.0
41	341	基山町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
41	345	上峰町										1	0	0.0	1	1	100.0	25	0	0.0
41	346	みやき町										1	0	0.0	1	0	0.0	57	0	0.0
41	387	玄海町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
41	401	有田町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
41	423	大町町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
41	424	江北町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
41	425	白石町										1	0	0.0	1	0	0.0	44	1	2.3
41	441	太良町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
		問8-1		問8-2			問9-1 (再掲)市町村防災会議(委員のみ)					問9-1 (再掲)市町村防災会議(会長を含む)		問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	その他													
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				総委員数	うち女性委員数							女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)									
	小計			758	623	10,588	3,675	34.7		410	363	5,194	1,595	30.7	118	79	778	159	20.4	382	72	18.8	418	74	17.7							
41	201	佐賀市	43.0	2026年3月	48	46	1,240	553	44.6	法律、条例、規則により設置されている審議会等	36	36	505	184	36.4	6	4	43	8	18.6	45	8	17.8	46	8	17.4	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
41	202	唐津市	50.0	2025年3月	73	66	1,544	582	37.7	法律、政令、条例、規則、要綱等により配置している委員、相談員、審議会等、法律により設置している委員会等(地方自治法108条の5)	31	27	579	196	33.9	6	5	34	8	23.5	28	7	25.0	29	7	24.1	1		1		1	
41	203	鳥栖市	40.0	2033年3月	53	48	768	297	38.7	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5、地方自治法202条の3)、要綱等により設置されている委員会等、法律に基づく委員・相談員	19	17	221	69	31.2	5	3	27	6	22.2	29	6	20.7	30	6	20.0	1		1		1	
41	204	多久市	40.0	2023年3月	54	35	598	246	41.1	1 法律又は政令により設置されている審議会等 2 法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5) 3 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等 4 要綱等により設置されている懇談会、会議等	17	13	186	56	30.1	5	4	25	5	20.0	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1	
41	205	伊万里市	40.0	2028年3月	53	49	875	293	33.5	要綱等により設置されている審議会、委員会等	29	27	364	95	26.1	6	5	33	6	18.2	28	6	21.4	29	6	20.7	1		1		1	
41	206	武雄市	40.0	2028年3月	51	47	1,065	377	35.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等委員及び180条の5に基づく委員会委員の数に規則・要綱で設置している審議会等委員及び法令に基づく委員・相談員を合算した数	21	20	358	123	34.4	5	3	63	8	12.7	24	9	37.5	25	9	36.0	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日	2	2023年3月31日
41	207	鹿島市	40.0	2025年3月	32	29	398	137	34.4	施策の決定等に関する審議会、協議会等	18	17	211	67	31.8	5	3	25	6	24.0	25	11	44.0	26	11	42.3	1		1		1	
41	208	小城市	36.0	2026年3月	47	41	622	214	34.4	法律または政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	22	19	219	74	33.8	5	4	30	7	23.3	23	5	21.7	24	5	20.8	1		1		1	
41	209	嬉野市	40.0	2028年3月	84	53	803	259	32.3	・法律又は政令により設置されている審議会等・地方自治法第180条により設置されている委員会等・条例・要綱等により設置されている審議会、協議会、委員会等	47	39	546	171	31.3	5	4	39	11	28.2	24	5	20.8	25	5	20.0	1		1		1	
41	210	神埼市	40.0	2025年3月	48	40	712	173	24.3	市の所管する全審議会等	13	12	153	27	17.6	5	2	27	4	14.8	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1	
41	327	吉野ヶ里町	40.0	2026年3月	15	13	126	37	29.4		10	10	103	31	30.1	5	3	23	6	26.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
41	341	基山町	30.0	2026年3月	33	25	332	110	33.1	地方自治法(第202条の3、第180条の5)に基づく審議会等	29	24	304	107	35.2	6	6	68	18	26.5	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
41	345	上峰町	30.0	2022年3月	13	8	81	21	25.9	条例・規則・要項で定める審議会、委員会	13	10	107	27	25.2	5	3	23	6	26.1	20	1	5.0	21	1	4.8	1		1		1	
41	346	みやき町	30.0	2027年3月	24	19	259	44	17.0	法律条例等により設置されている審議会等	19	17	222	40	18.0	5	2	37	4	10.8	21	3	14.3	22	3	13.6	1		1		1	
41	387	玄海町	30.0	2025年3月	31	22	240	54	22.5	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等及び当町の条例、条例施行規則及び要綱等で定められた審議会等	9	7	99	23	23.2	5	2	21	3	14.3	8	1	12.5	9	1	11.1	1		1		1	
41	401	有田町	35.0	2026年4月	27	23	274	88	32.1	法律又は政令及び条例及び規則等により設置されている審議会等及び委員会等	18	17	178	47	26.4	5	3	24	5	20.8	0	0	0.0	20	2	10.0	1		1		1	
41	423	大町町	40.0	2026年3月	10	9	80	28	35.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	10	9	80	28	35.0	5	2	18	2	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		1		1	
41	424	江北町	30.0	2025年3月	22	19	177	41	23.2	地方自治法第180条の5および第202条の3	7	6	74	13	17.6	5	5	27	7	25.9	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
41	425	白石町	40.0	2026年3月	16	14	174	58	33.3	地方自治法第180条の5、第202条の3に該当する審議会	11	11	124	51	41.1	5	3	50	7	14.0	21	2	9.5	22	2	9.1	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日	2	2023年7月1日
41	441	太良町	40.0	2028年3月	24	17	220	63	28.6	可能な範囲すべて(条例に基づく審議会等のほか、要綱や要領に基づく審議会等も含む)	16	10	168	50	29.8	5	4	21	7	33.3	16	0	0.0	17	0	0.0	1		1		1	

調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5												
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局管理	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数		調査時点コード	その他								
						管理職総数	うち女性数	女性比率(%)				部長長相当職	うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数	女性比率(%)				課長相当職	うち女性数	女性比率(%)															課長補佐相当職	うち女性数			女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)
						131	16.0	726				108	14.9	99				9	9.1	93				9	9.7	99															16	16.2			88	13	14.8	621	106	17.1	545	86
41	201	佐賀市	168	33	19.6	138	24	17.4	20	2	10.0	17	2	11.8	42	5	11.9	36	4	11.1	106	26	24.5	85	18	21.2	80	10	12.5	70	8	11.4	241	76	31.5	163	44	27.0	1	13	2	15.4	1	0	0.0	1						
41	202	唐津市	128	16	12.5	112	14	12.5	13	1	7.7	12	1	8.3	33	6	18.2	30	5	16.7	82	9	11.0	70	8	11.4	11	3	27.3	9	1	11.1	331	71	21.5	282	59	20.9	1	12	1	8.3	2	0	0.0	1						
41	203	鳥栖市	55	7	12.7	49	6	12.2	8	0	0.0	8	0	0.0	14	3	21.4	13	3	23.1	33	4	12.1	28	3	10.7	44	12	27.3	34	9	26.5	49	17	34.7	38	9	23.7	1	17	4	23.5	1	0	0.0	1						
41	204	多久市	25	3	12.0	23	3	13.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	25	3	12.0	23	3	13.0	39	6	15.4	34	5	14.7	49	18	36.7	48	17	35.4	1	4	1	25.0	1	0	0.0	1						
41	205	伊万里市	45	3	6.7	45	3	6.7	7	0	0.0	7	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	29	2	6.9	29	2	6.9	40	14	35.0	40	14	35.0	81	36	44.4	81	36	44.4	1	5	1	20.0	0	0	0.0	1						
41	206	武雄市	67	13	19.4	67	13	19.4	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	54	12	22.2	54	12	22.2	88	33	37.5	88	33	37.5	75	29	38.7	75	29	38.7	1	9	1	11.1	3	0	0.0	1						
41	207	鹿島市	33	5	15.2	26	4	15.4	4	0	0.0	3	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	5	17.2	23	4	17.4	31	7	22.6	22	5	22.7	55	22	40.0	37	19	51.4	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1						
41	208	小城市	45	9	20.0	36	7	19.4	9	2	22.2	8	2	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	7	19.4	28	5	17.9	36	5	13.9	29	2	6.9	82	36	43.9	63	24	38.1	1	6	1	16.7	1	0	0.0	1						
41	209	嬉野市	32	7	21.9	27	5	18.5	8	1	12.5	8	1	12.5	1	1	100.0	0	0	0.0	23	5	21.7	19	4	21.1	52	19	36.5	43	16	37.2	43	15	34.9	43	15	34.9	1	11	4	36.4	2	0	0.0	1						
41	210	神埼市	47	8	17.0	43	7	16.3	11	2	18.2	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0.0	36	6	16.7	32	5	15.6	15	6	40.0	13	5	38.5	48	14	29.2	40	12	30.0	1	4	0	0.0	1	0	0.0	1						
41	327	吉野ヶ里町	18	4	22.2	15	2	13.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	4	22.2	15	2	13.3	14	2	14.3	13	1	7.7	35	17	48.6	28	12	42.9	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1						
41	341	基山町	19	4	21.1	19	4	21.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	4	21.1	19	4	21.1	0	0	0.0	0	0	0.0	40	11	27.5	39	10	25.6	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1						
41	345	上峰町	14	3	21.4	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	3	21.4	13	3	23.1	14	7	50.0	14	7	50.0	15	7	46.7	15	7	46.7	1	5	2	40.0	1	0	0.0	1						
41	346	みやき町	35	6	17.1	31	3	9.7	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	29	6	20.7	25	3	12.0	37	9	24.3	32	7	21.9	20	16	80.0	14	10	71.4	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1						
41	387	玄海町	11	2	18.2	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	9	37.5	0	0	0.0	1	10	1	10.0	1	0	0.0	1						
41	401	有田町	24	3	12.5	19	3	15.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	24	3	12.5	19	3	15.8	29	10	34.5	27	9	33.3	47	20	42.6	40	16	40.0	1	12	3	25.0	1	0	0.0	1						
41	423	大町町	11	1	9.1	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	11	1	9.1	13	5	38.5	13	5	38.5	10	5	50.0	10	5	50.0	1	2	0	0.0	0	0	0.0	1						
41	424	江北町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	10	3	30.0	10	3	30.0	26	8	30.8	26	8	30.8	1	5	1	20.0	1	1	100.0	1						
41	425	白石町	20	2	10.0	20	2	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	20	2	10.0	20	2	10.0	20	2	10.0	61	18	29.5	61	18	29.5	1	5	0	0.0	1	0	0.0	1						
41	441	太良町	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	1	7.7	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	45	9	20.0	43	9	20.9	1	3	0	0.0	1	0	0.0	1						

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	コ ロ シ ド	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
41	204	多久市	2	多久市議会	1	2	1	多久市議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の特例を定める条例 第3条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、会議等を欠席した日から議長に復職する旨の届出のあった日又は会議等に出席した日のいずれか早い日の前日(以下「長期欠席終了日」という。)までの期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 長期欠席の期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、会議等を欠席した日から起算して90日、180日又は365日を経過した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月から、長期欠席終了日の属する月まで適用する。 第5条 次に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害 (2) 女性議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。) (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合 (4) 前各号に掲げるもののほか、議長が認める場合	1	1	1	1	1	1
41	205	伊万里市	1	伊万里市議会	1	2	1	伊万里市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		伊万里市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第2条第2項 議員が自己都合、疾病その他の事由により、本会議、伊万里市議会委員会条例(昭和34年条例第17号)に規定する委員会若しくは伊万里市議会会議規則(昭和31年議会告示第1号)第117条に規定する議員の派遣若しくは同規則第64条に規定する委員の派遣(以下「会議等」という。)を欠席した場合は活動休止の届出(以下この条において「活動休止届」という。)があった場合は、前項の規定にかかわらず、当該議員の議員報酬を減額して支給する。ただし、次に掲げる事由による場合を除く。 (1) 伊万里市議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第39号)に基づき認定された公務又は通勤による災害 (2) 女性の議員の出産。ただし、伊万里市議会会議規則第2条第2項又は第56条の2第2項の規定による欠席届が提出されている場合に限る。 (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者 (4) その他議長がやむを得ないと認める事由	1	1	1	1	1	1
41	206	武雄市	1	武雄市議会	1	2	1	武雄市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2条第2項 前項の規定は、選挙、早退及び一時退席について準用する。第2条第3項 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産により欠席することのできる期間は、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。	2		1	1	1	1	1	1	
41	207	鹿島市	1	鹿島市議会	1	3	1	鹿島市議会会議規則 第2条第1項 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。第2条第2項 前項の規定は、選挙、早退及び一時退席について準用する。第2条第3項 第1項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、出産により欠席することのできる期間は、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第5号)第15条に定める基準によるものとする。	1		1	1	1	1	1	2	
41	208	小城市	1	小城市議会	1	2	1	小城市議会会議規則 第82条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	1		小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例に関する条例 第4条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の月額に、当該議員の職に応じた議員報酬の月額に、長期欠席の期間に応じて、次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。 長期欠席の期間 割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の80 180日を超え365日以下であるとき 100分の70 365日を超えるとき 100分の50 2 前項の規定は、長期欠席の期間が90日を超える日又はその支給割合が変更される日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月から、長期欠席の期間に相当する期間に係る議員報酬月額の算定について適用する。 3 前2項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、長期欠席を終えたときは、当該長期欠席を終えた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月から議員報酬の減額を解除する。 第6条 次に掲げる事由により長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (2) 女性議員の出産。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は同条第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内とする。	1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	2. 議員向け研修を行っていますか。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
			0	0	1					4	1	0	0		0	
			1	2	4	1	0	0		3	5	2	0		19	
			0	0	15					13	1	18	0		1	
			19	18									20			
41	201	佐賀市	4	4	3					3		3	4		2	令和4年7月30日に「佐賀市男女共同参画ネットワーク」(市民団体)と共催で、佐賀市議会の女性議員6名をゲストに招き、市民を対象とした政治参画セミナーを実施した。
41	202	唐津市	4	4	3					1	2	3	4		2	
41	203	鳥栖市	4	4	3					3		3	4		2	
41	204	多久市	4	4	3					3		3	4		2	
41	205	伊万里市	4	4	2					2	2	2	4		2	
41	206	武雄市	4	4	3					3		3	4		2	
41	207	鹿島市	2	2	3					3		3	4		2	
41	208	小城市	4	4	2					1	2	3	4		2	
41	209	嬉野市	4	4	3					3		3	4		2	
41	210	神埼市	4	4	3					3		3	4		2	
41	327	吉野ヶ里町	4	4	3					3		3	4		2	
41	341	基山町	4	4	3					3		3	4		2	
41	345	上峰町	4	4	3					3		3	4		2	
41	346	みやき町	4	4	3					1	3	3	4		2	
41	387	玄海町	4	4	3					3		3	4		2	
41	401	有田町	4	4	3					1	1	3	4		3	
41	423	大町町	4	4	3					3		3	4		2	
41	424	江北町	4	4	2					2	2	3	4		2	
41	425	白石町	4	2	2					2	2	2	4		2	
41	441	太良町	4	4	1	1				3		3	4		2	太良町議会議員政治倫理条例 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (2)町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、不正に影響力を行使し、又は金品を授与しないこと。 (6)町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。